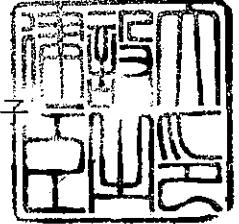


認 定 書

建設省 東 住指発第 737号
平成12年11月8日

株式会社 神戸製鋼所
代表取締役社長 水越浩士 様

建設大臣 林 寛子



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項の規定に基づき、建築基準法第37条第2号の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号 建設省 東 住指発第 737号

2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

建築構造用低降伏点鋼材 KLY100, KLY225

3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容

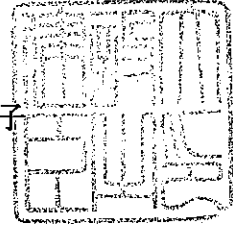
建設大臣が定める安全上、防火上又は衛生上必要な品質に関する技術的基準に適合する指定建築材料(構造用鋼材及び鋳鋼)(建築基準法第37条第二号の規定による認定)

指 定 書

建設省東住指発第 845 号
平成 13 年 1 月 5 日

株式会社神戸製鋼所
代表取締役社長 水越 浩士 様

建設大臣 林 寛子



下記の建築基準法第 37 条第二号の建設大臣の認定を受けた鋼材等に係る許容応力度等の基準強度について、平成 12 年 12 月 26 日建設省告示第 2464 号第一第二号、第二第二号、第三第二号及び第四第二号の規定に基づき、下記の通り数値を指定する。

記

1. 認定番号

建設省東住指発第 737 号

2. 認定を受けた鋼材等の名称

建築構造用低降伏点鋼材 KLY100, KLY225

3. 指定する数値

	KLY 100	KLY 225
(1)許容応力度の基準強度	80N/mm ²	205N/mm ²
(2)溶接部の許容応力度の基準強度	80N/mm ²	205N/mm ²
(3)材料強度の基準強度	80N/mm ²	205N/mm ²
	上記の数値の 1.1 倍以下とすることができる。	
(4)溶接部の材料強度の基準強度	80N/mm ²	205N/mm ²
	上記の数値の 1.1 倍以下とすることができる。	